

令和7年度施行

役務説明書

役務名 地方道路等整備事業 山本小野津幌川沿線
(山本東線～山本野津幌川線間)沈下解析検討業務

札幌市建設局土木部

地方道路等整備事業
山本小野津幌川沿線(山本東線～山本野津幌川線間)沈下解析検討業務

位置図

S=1:10,000

< 役務場所 >

厚別区厚別町山本1066番地先ほか



履行箇所: 山本小野津幌川沿線

野津幌川

厚別水再生
プラザ

山本線

山本野津幌川線

山本東線

山本川

厚別町小野幌(北)

厚別北6条5丁目
厚別北5条5丁目
厚別北6条4丁目
厚別北4条5丁目
厚別北5条4丁目
厚別北4条4丁目
厚別北3条4丁目
厚別北4条3丁目
厚別北4条2丁目
厚別北3条3丁目
厚別北2条4丁目
厚別北3条2丁目
厚別北2条3丁目
厚別北1条3丁目
厚別北2条2丁目
厚別北2条1丁目
厚別北1条2丁目
厚別北1条1丁目
厚別東5条3丁目
厚別西5条6丁目
厚別西5条5丁目
厚別西5条4丁目
厚別西5条3丁目
厚別西4条6丁目
厚別西4条5丁目
厚別西4条4丁目
厚別西4条3丁目
厚別西3条5丁目
厚別西3条4丁目
厚別西2条6丁目
厚別西2条5丁目
厚別西3条3丁目
西5条2丁目
西4条2丁目

特記仕様書

1 役務目的

本役務は軟弱地盤対策工のための沈下観測、解析検討等を行うものである。

2 作業時間

午前9時から午後5時までを基本とする。

3 沈下観測、解析検討について

- (1) 沈下観測は、「令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 山本小野津幌川沿線（山本東線～山本野津幌川線間）載荷盛土工事」で設置した沈下板の観測を行う。
- (2) 観測に際しては、上記工事の11月までの観測結果を貸与するので、参考にすること。
- (3) 観測対象箇所は9箇所、観測回数については11月に各2回、12・1月に各4回、2・3月に各1回の計108回を想定している。
- (4) 観測回数や箇所等に増減が生じる場合は、別途協議とする。
- (5) 沈下解析報告書には、観測データから載荷盛土の撤去時期を推定し、記載すること。
- (6) 盛土及び周辺地盤に異常が発生する恐れが生じた場合は、委託者に速やかに報告すること。
- (7) 本業務における成果品は、別途発注予定の令和8年度沈下解析検討業務へ引き継ぐことを前提に資料作成を行うこと。

4 主任設計者及び照査技術者について

下記の条件を満たす者とする。

主任設計者は、下記資格要件分類表の()の要件を満たす者とする。

照査技術者は、下記資格要件分類表の()の要件を満たす者とする。

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件 ()	技術士（建設部門 - 道路 、総合技術監理部門 - 建設 - 道路 ）、RCCM（ 道路 ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件 ()	技術士（建設部門、総合技術監理部門 - 建設）、RCCM（ 道路 ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件 ()	技術士（建設部門、総合技術監理部門 - 建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上）実務経験を有する者。	技術士（建設部門、総合技術監理部門 - 建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者。
資格要件 ()	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大卒13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上）実務経験を有する者。	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者。

別表1

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	道路
	鉄道
	造園
	都市計画及び地方計画
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境

別表2

技術士	建設、総合技術監理 - 建設	(科目問わず)
	上下水道、総合技術監理 - 上下水道	上水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術監理 - 農業	農業土木
	森林、総合技術監理 - 森林	森林土木
	水産、総合技術監理 - 水産	水産土木
	応用理学、総合技術監理 - 応用理学	地質

別表3

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
建設環境	
水産土木	

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の
手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に
報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければ
ならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、
書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情
報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

- 2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 下請契約(再委託)先の名称
 - (2) 下請契約(再委託)する理由
 - (3) 下請契約(再委託)して処理する内容
 - (4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報
 - (5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法
- 3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先との契約において、下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者(委託者)の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- 従事者名簿

所属	役職	氏名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

令和7年度施行

業務委託設計書(見積参考)

業務名 地方道路等整備事業 山本小野津幌川沿線
(山本東線～山本野津幌川線間)沈下解析検討業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

令和7年8月 単価適用

札幌市建設局土木部

設計総括表（金抜き）

業務番号	業務名	地方道路等整備事業 山本小野津幌川沿線（山本東線～山本野津幌川線間）沈下解析検討業務	当 初		業務	地質調査業務
			項目	数量	項目	一般調査
項目・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
	一般調査		式	1		
	直接調査費		式	1		
	盛土の動態観測（調査）		式	1		
	間接調査費		式	1		
	旅費交通費		式	1		
	純調査費		式	1		
	間接費		式	1		
	諸経費		式	1		
	一般調査業務価格		式	1		
	解析等調査		式	1		
	直接業務費		式	1		
	盛土の動態観測（コンサルティング業務）		式	1		
	直接経費（解析等調査）		式	1		

設計総括表（金抜き）

業務番号	業務名	地方道路等整備事業 山本小野津幌川沿線（山本東線～山本野津幌川線間）沈下解析検討業務	当 初		業務	地質調査業務
			項目	数量	直接経費（解析等調査）	
項目・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
直接経費						
旅費交通費			式	1		
電子成果品作成費			式	1		
直接原価			式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価）			式	1		
業務原価			式	1		
一般管理費等			式	1		
解析等調査業務価格			式	1		
業務価格			式	1		
消費税等相当額			式	1		
業務委託料			式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	地方道路等整備事業 山本小野津幌川沿線（山本東線～山本野津幌川線間）沈下解析検討業務			当 初	業務	地質調査業務
		項目・工種・種別・細別	規格	単位		数量	項目
					数量増減	摘要	
一般調査				式	1		
直接調査費				式	1		
盛土の動態観測（調査）		【全国標準積算資料（土質調査・地質調査）令和7年度改定歩掛版】		式	1		
観測		地表面型沈下計		回	108		単-1号
資料整理		地表面型沈下計		回	108		単-2号
間接調査費				式	1		
旅費交通費		観測のみ対象		式	1		
旅費交通費(率計上)				式	1		内-1号
純調査費				式	1		
間接費				式	1		
諸経費				式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	地方道路等整備事業 山本小野津幌川沿線（山本東線～山本野津幌川線間）沈下解析検討業務			当 初	業務	地質調査業務
		項目・工種・種別・細別	規格	単位		数量	項目
		項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
	一般調査業務価格			式	1		
	解析等調査			式	1		
	直接業務費			式	1		
	盛土の動態観測（コンサルティング業務）		【全国標準積算資料（土質調査・地質調査）令和7年度改定歩掛版】	式	1		
	動態観測計画の立案		盛土構造物 小規模	業務	1		単-3号
	打合せ協議・現地踏査等		小規模 中間協議・報告（4.5か月想定）	業務	1		単-4号
	観測の成果品作成等		3級 小規模 補正率0.85	業務	1		単-5号
	直接経費（解析等調査）			式	1		
	直接経費			式	1		
	旅費交通費		打合せ協議・現地踏査等のみ対象	式	1		
	旅費交通費（率計上）			式	1		内-2号

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	地方道路等整備事業 山本小野津幌川沿線（山本東線～山本野津幌川線間）沈下解析検討業務		当 初	業務	地質調査業務
						項目	直接経費（解析等調査）
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費			盛土の動態観測（コンサル ティング業務）対象	式	1		
電子成果品作成費（軟弱地盤技術解				式	1		内-3号
直接原価				式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1		
業務原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
解析等調査業務価格				式	1		
業務価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		
業務委託料				式	1		

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2025.08
歩掛適用年月	2025.08
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

観測	地表面型沈下計		単位	回	数量	
						1
名称	規格	単位	数量		摘要	
地質調査技師		人	0.2			
地質調査員		人	0.2			
材料費 直接人件費の1% 1%		式	1			
機械等損料	測量器具 直接人件費の2%	日	0.2			
計						
単価						円/回

1次単価表(金抜き)

単価適用年月	2025.08
歩掛適用年月	2025.08
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

資料整理		地表面型沈下計		単位	回	数量	1
名称		規格	単位	数量		摘要	
地質調査技師			人	0.05			
地質調査員			人	0.1			
材料費 直接人件費の1%	1%		式	1			
計							
単価						円/回	

1 次単価表 (金抜き)

単価適用年月	2025.08
歩掛適用年月	2025.08
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

動態観測計画の立案	盛土構造物 小規模			単位	業務	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要			
主任技師		人	0.5				
技師 (A)		人	2				
技術員		人	1				
計							
単価				円 / 業務			

1次単価表(金抜き)

単価適用年月	2025.08
歩掛適用年月	2025.08
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	業務	数量	摘要
打合せ協議・現地踏査等	小規模 中間協議・報告(4.5か月想定)				1
主任技師		人		1.5	
技師(A)		人		5.5	
技師(C)		人		6.5	
計					
単価					円/業務

1次単価表(金抜き)

単価適用年月	2025.08
歩掛適用年月	2025.08
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

観測の成果品作成等	3級 小規模 補正率0.85	単位	業務	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
主任技師		人		0.68	
技師(A)		人		2.04	
技師(B)		人		2.04	
技師(C)		人		0.68	
計					
単価					円/業務